

# 定 款

(2022年6月28日改定)

株式会社フレアス

# 株式会社フレアス 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社フレアスと称し、英文では、Fureasu Co.,Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 あん摩マッサージ指圧、整体に係る施術所の経営
- 2 訪問マッサージ事業
- 3 保険適用外マッサージサービス
- 4 スパサービス
- 5 鍼灸院の経営
- 6 訪問鍼灸事業
- 7 保険適用外鍼灸サービス
- 8 訪問看護ステーションの経営
- 9 健康保険法に基づく訪問看護事業
- 10 訪問介護事業所の経営
- 11 介護施設の経営
- 12 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修等の介護保険法に基づく居宅サービス事業
- 13 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護等の介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- 14 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- 15 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設等の介護保険法に基づく施設サービス事業
- 16 介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療

- 養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売等の介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- 17 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
  - 18 介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護等の介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
  - 19 介護保険法に基づく介護予防支援事業
  - 20 保険適用外居宅サービス事業
  - 21 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、就労移行支援、就労継続支援等の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
  - 22 リハビリテーションに関するサービス
  - 23 ホスピスに関するサービス及びホスピス用住宅事業、有料老人ホーム及びサービス付高齢者向け住宅事業
  - 24 前各号に関する教育研修及びコンサルティングに係るサービス
  - 25 フランチャイズチェーンシステムによる加盟店の募集、開業支援業務、事業譲渡を伴う開業支援業務及び指導業務
  - 26 健康保険療養費等の支給申請に関する代行サービス
  - 27 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
  - 28 前各号に附帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を山梨県中巨摩郡昭和町に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査役
- 3 監査役会
- 4 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、8,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録する。

(株主総会参考書類等の電子提供措置)

第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

## 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、8名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

- 3 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員又は任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名並びに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除等)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項に定める取締役（取締役であったものを含む）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任方法)

第31条 当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただ

し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第36条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第38条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除等)

第39条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項に定める監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第40条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主

総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬)

第42条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除等)

第43条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項に定める会計監査人（会計監査人であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第44条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第45条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第47条 期末配当及び中間配当の配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

- 2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

## 附則

第1条 変更前定款第18条の規定の削除および変更後定款第18条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律 令和元年法律第70号 附則第1条ただし書きに定める施行日 以下「施行日」という。から効力を生ずるものとする。

- 2 施行日から次の定めを有するものとする。なお、本定めは施行日から6か月

を経過した日、もしくは施行日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで、効力を有するものとする。当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

- 3 本条は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。

(2021年6月29日改定)

【改定】

平成20年6月30日	各種変更
平成22年8月25日	事業目的追加変更
平成22年10月1日	監査役設置会社変更
平成23年6月29日	商号変更（旧商号 株式会社ふれあい在宅マッサージ）
平成23年12月1日	事業目的追加変更
平成26年5月26日	事業目的追加変更
平成28年1月25日	事業目的追加変更
平成28年4月1日	取締役会設置
平成28年6月1日	本店所在地変更
平成28年6月30日	各種変更
平成29年3月10日	事業目的追加変更
平成29年6月30日	各種変更
平成30年2月1日	各種変更
平成30年2月16日	各種変更
平成30年12月4日	各種変更
平成31年1月8日	各種変更
2019年（令和元年）6月26日	各種変更
2021年（令和3年）6月29日	事業目的追加変更
2022年（令和4年）6月28日	事業目的追加変更、株主総会参考書類等の電子提供措

置追加変更